

## 第8章 事後調査の方針

事後調査の方針は表 8.1.1 に示すとおりであり、施設供用後に、ヘリコプターの着陸時、待機時、離陸時の騒音・低周波音及びヘリコプターの運航実績の調査を実施することとする。

表 8.1.1 事後調査の方針

| 項目          | 事後調査の手法   | 事後調査の時期・地点  |
|-------------|---|---|
| 航空機騒音       | ヘリコプターの着陸時、待機時、離陸時について、以下の項目を測定する。<br>・単発騒音暴露レベル ( $L_{AE}$ )   | 施設供用後の適切な時期に 1 回実施し、適切な地点 (6 地点) を選定する。   |
| 航空機の低周波音    | ヘリコプターの着陸時、待機時、離陸時について、以下 2 項目を測定する。<br>・音圧レベルの最大値 ( $L_{max}$ )<br>・G 特性音圧レベルの最大値 ( $L_{Gmax}$ )                       | 施設供用後の適切な時期に 1 回実施し、適切な地点 (6 地点) を選定する。<br>現地の状況に応じ、調査対象施設の協力が得られた場合には、屋内での測定を実施する。 |
| ヘリコプターの運航実績 | 飛行 1 回毎に以下の項目を記録する。<br>・飛行日<br>・離着陸の時刻 (待機時間が長い場合はその理由)<br>・飛行機種<br>・飛行内容 (目的)<br>・離着陸の方向 (東側又は北側、北側の場合はその理由)<br>・飛行目的地 | 供用開始から 1 年間   |